

海外展示会等出展支援 補助対象期間の考え方

<出展料>

想定ケース：出展料について、出展前に2回に分けて支払うケースを想定

場合分け	スケジュール	説明
パターン①		交付決定の前に、出展も支払も完了 ⇒すべての支払が“補助対象外”
パターン②		交付決定の前に、契約、一部または全部の支払を行い、交付決定～2月末に出展
パターン③		⇒交付決定の日以降の支払は補助対象 (④～⑥の●印)
パターン④		・交付決定前事業実施届出書を提出した場合は、届出承認の日以降の支払も補助対象(②～⑤の▲印)
パターン⑤		・届出承認の前の支払は“補助対象外”(②の×印)
パターン⑥		
パターン⑦		交付決定～2月末に契約、支払、出展 ⇒すべての支払が補助対象
パターン⑧		2月末までに、出展が完了しない ⇒すべての支払が“補助対象外”

交付決定前
事業実施届
交付決定
2月末日

(凡例)

- ・・・補助対象となる支払
- ▲・・・交付決定前事業実施届出書を提出した場合に、補助対象となる支払
- ×・・・“補助対象外”となる支払

海外展示会等出展支援 補助対象期間の考え方

<出展料以外の経費>

想定ケース：ブース施工費について、前金50%、後金50%で支払うケースを想定

場合分け	スケジュール	説明
パターン①		交付決定の前に、施工も支払も完了 ⇒すべての支払が“補助対象外”
パターン②		交付決定の前に、契約、一部または全部の支払を行い、交付決定～2月末に施工
パターン③		⇒原則として“補助対象外”だが、 交付決定前事業実施届出書を提出した場合は、契約、施工、支払の全てを届出承認の日以降に行うものは補助対象(⑤、⑥の▲印)
パターン④		
パターン⑤		
パターン⑥		
パターン⑦		交付決定～2月末に契約、施工、支払 ⇒すべての支払が補助対象
パターン⑧		2月末までに、支払が完了しない ⇒すべての支払が“補助対象外”

(凡例)

●…補助対象となる支払

▲…交付決定前事業実施届出書を提出した場合に、補助対象となる支払

×…“補助対象外”となる支払